

令和 7 年度高齢ドライバー交通事故防止テレビCM
作成及び放映業務委託 企画提案競技審査基準

1 目 的

本審査基準は、令和 7 年度高齢ドライバー交通事故防止テレビCM作成及び放映業務委託の委託候補者を選定するため、企画提案競技の公正かつ適正な審査に必要な事項を定めるものである。

2 審査方法

企画提案書の審査は、秋田県生活環境部県民生活課内に設置する「令和 7 年度高齢ドライバー交通事故防止テレビCM作成及び放映業務委託 企画提案競技審査会」において審査する。

3 審査評価内容

(1) 評価方法

- 仕様書で提示した事項について、企画提案書の内容を基に評価する。
- 評価項目それぞれについて評価し、全評価項目の合計を 100 点満点とする。

(2) 評価項目及び評価内容

別添「企画提案評価票」のとおり。

(3) 選定順位

- 審査員ごとに、各評価内容について評価を行い、評価票を作成する。
- 見積書に記載された見積額（消費税及び地方消費税を含む）が実施要領に示す委託上限額を上回る場合は、選定しないものとする。
- 番号 1～3 は、評価内容について 5 段階評価による評価点を付し、係数を乗じた得点とする。番号 4～5 は、評価項目それぞれについて評価を行い、得点を付ける。
- 各審査員の得点を集計し、合計点が高い順に順位を付ける。
- 各審査員の評価における順位や意見を基に、最終的な順位を決める。